

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	中国財務局長	
【提出日】	平成26年10月22日	
【会社名】	株式会社石井表記	
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫	
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地	
【電話番号】	084(960)1247(代表)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 松井 忠則	
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地	
【電話番号】	084(960)1247(代表)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 松井 忠則	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	164,999,560円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	307,835株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年10月22日（水）開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下「本件自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	307,835株	164,999,560	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	307,835株	164,999,560	-

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。
- 2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
536	-	1株	平成26年11月7日（金）	-	平成26年11月7日（金）

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込の方法は、払込期日までに募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社石井表記 本社	広島県福山市神辺町旭丘5番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社もみじ銀行 福山支店	広島県福山市霞町2丁目5番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
164,999,560	13,000,000	151,999,560

(注) 新規発行による手取金の使途とは本件自己株式処分による手取金の使途であります。発行諸費用の概算額とは本件自己株式処分等に係る諸費用の概算額であり、内訳は割当先等調査費用約11,000千円、書類作成費用等約2,000千円であります。

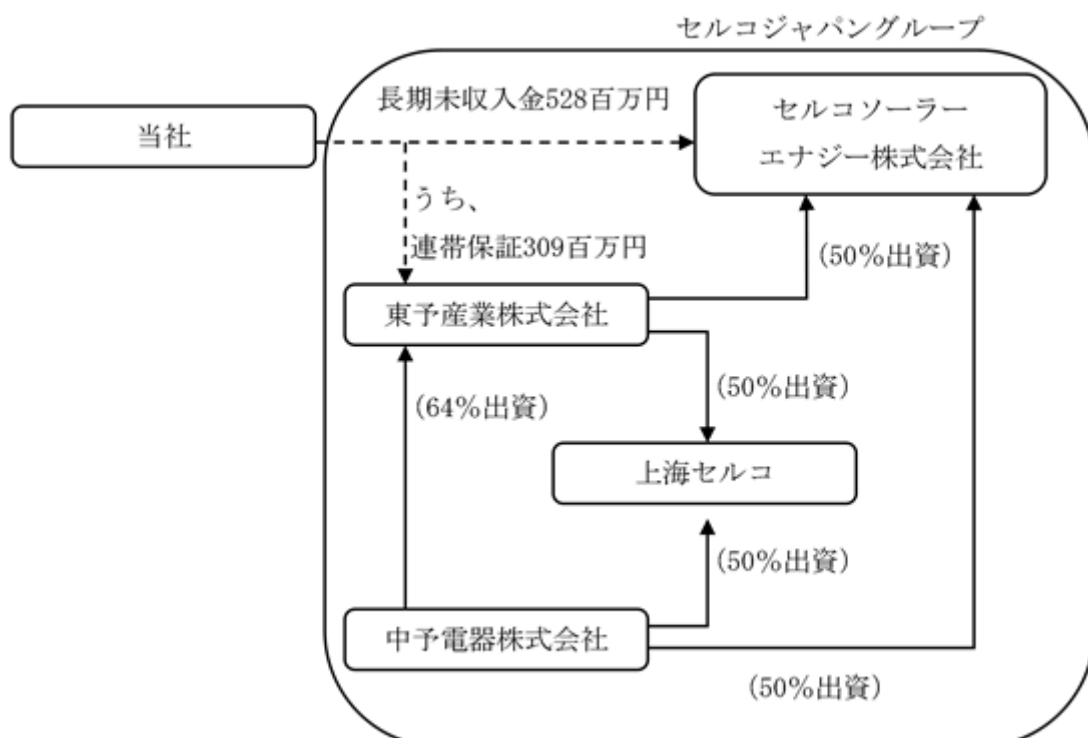
(2)【手取金の使途】

[目的及び背景]

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより、債務超過となりました。平成25年1月期におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当社グループが取引金融機関から返済条件の緩和（支払余力に応じたプロラタ返済、平成27年1月期第2四半期連結累計期間末残高は借入金等6,736,736千円）を受けている状況に変わりなく、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

このような状況の中、当社は経営改善計画を策定し、収益性の向上及び財務体質の強化に努めてまいりました。その一環として収益構造の安定化を図るため、中予電器株式会社（以下、「中予電器」といいます。）と東予産業株式会社（以下、「東予産業」といいます。）を中核とするセルコジャパングループに属する上海賽路客電子有限公司（以下「上海セルコ」といいます。）を子会社化することといたしました。

(当社のセルコジャパングループに対する債権残高及びセルコジャパングループ各社の出資関係は下図の通りです。)



(注) 当社のセルコソーラーエナジー株式会社に対する長期未収入金は、平成22年10月から平成24年6月までの取引に伴う本届出書提出時点の債権残高であります。

上海セルコは平成18年12月に、基板実装および民生機器組立などの製造受託サービスを事業内容とするセルコジャパングループが設立いたしました。当社は中予電器と東予産業が50%ずつ出資するセルコソーラーエナジー株式会社との間に、平成22年10月から平成24年6月までの取引に伴う長期未収入金が本届出書提出時点において528百万円存在いたします。当社はセルコソーラーエナジー株式会社と太陽電池ウェーハ事業において取引を行っていましたが、主に中国からの太陽電池完成品の流入増加を要因として、国内太陽電池の生産が急激に縮

小したことに伴い、セルコソーラーエナジー株式会社の財政状態が悪化したことにより長期未収入金となっていたものであります。当該債権の回収を図るために東予産業が保有する上海セルコの持分(50%)については当社の長期未収入金165百万円の代物弁済として譲り受け、中予電器が保有する上海セルコの持分(50%)については当社が中予電器に対して165百万円の支払いを行うことにより譲り受けます。なお、当社のセルコソーラーエナジー株式会社に対する長期未収入金の残額363百万円については債権放棄する予定であります。

上海セルコと当社のデバイス事業(ディスプレイ及び電子部品セグメント)は、親和性が高く、当社にとって以下のようなシナジー効果が見込まれ、これらの効果が軌道に乗ることにより当社の収益構造の安定化に資するものと考えております。

- (1) 主要な電子部品を上海セルコにて一括購入し、当社が上海セルコより電子部品を購入することにより当社グループ全体の調達コストが削減できる。
- (2) 当社の電子部品実装ラインでは対応が困難な大量生産品の新規受注。
- (3) 外注対応中の電子基板実装を上海セルコにて内製化。
- (4) 当社のシルク印刷、筐体製造組立技術等を利用し、上海セルコが現在行っているプリント基板実装事業から事業範囲を拡大し完成品組立事業に進出する。

[取引スキーム]

当社は、中予電器及び東予産業(以下、「本件売主」といいます。)との間で、本日付けにて締結する持分譲渡契約に基づき、本件売主が保有する上海セルコの持分の100.0%を譲り受け、持分譲渡実行日(予定)である平成26年11月7日に上海セルコを当社の子会社といたします。東予産業が保有する持分(50%)については、当社の長期未収入金165百万円に対する代物弁済として譲り受け、中予電器が保有する持分(50%)については、当社が中予電器に対して165百万円の支払いを行うことにより譲り受けます。

上海セルコの出資金評価額を330百万円(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による企業価値は下限339百万円、上限432百万円)とします。当該出資金評価額は、本件売主と個別に協議、決定しておりますが、上海セルコの過去の経営成績及び財政状態の実績、今後の見込み、ならびに実施した財務的デューデリジェンスの結果等から、当社と利害関係がない株式会社ANS MARC(所在地 東京都千代田区神田北乗物町11番地乗物町中央ビル7階 代表者 中村肇)による出資金評価額の算定を参考に、本件売主と協議を行った結果によるものであり、公正妥当な金額と判断しております。なお、当該出資金評価額の評価方法はディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用し、純資産価額法は採用いたしませんでした。(純資産価額法を採用しなかったのは、将来の収益性といったのれんを考慮しておらず、当該会社の過大評価あるいは過小評価につながる可能性があることからネットアセット・アプローチが適合する状況にあるとはいえないと考えられるためであります。)

[手取金の使途]

本件自己株式処分による調達資金は、上記 で記載した上海セルコの持分を中予電器より取得した対価に充当いたします。当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため取得した自己株式を平成26年7月31日現在330,948株保有しておりますが、この度、本件持分取得に充当する目的で中予電器に対し第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	中予電器株式会社
本店の所在地	愛媛県松山市南久米町351番地1
代表者の役職及び氏名	代表取締役 宮嶋 嘉則
資本金	10,000千円
事業の内容	基板実装および民生機器組立などの製造受託サービス
主たる出資者及び出資比率	宮嶋 嘉則 62.25%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社と当該会社との間には、記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき出資関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。当該会社の子会社である東予産業株式会社は、セルコソーラーエナジー株式会社に対する当社の債権残高528百万円のうち309百万円に対する債務保証を行っております。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術又は取引関係はありません。また、当社は当該会社が50%出資しているセルコソーラーエナジー株式会社との間に債権残高（長期未収入金）528百万円が存在いたします。

c．割当予定先の選定理由

[目的及び背景]

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより、債務超過となりました。平成25年1月期におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当社グループが取引金融機関から返済条件の緩和（支払余力に応じたプロラタ返済、平成27年1月期第2四半期連結累計期間末残高は借入金等6,736,736千円）を受けている状況に変わりなく、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

このような状況の中、当社は経営改善計画を策定し、収益性の向上及び財務体質の強化に努めてまいりました。その一環として収益構造の安定化を図るため、中予電器と東予産業を中核とするセルコジャパングループに属する上海セルコを子会社化することといたしました。

（当社のセルコジャパングループに対する債権残高及びセルコジャパングループ各社の出資関係は第1 4（2）の図を参照ください。）

[選定理由]

上海セルコは平成18年12月に、基板実装および民生機器組立などの製造受託サービスを事業内容とするセルコジャパングループが設立いたしました。当社は中予電器と東予産業が50%ずつ出資するセルコソーラーエナジー株式会社との間に、平成22年10月から平成24年6月までの取引に伴う長期未収入金が本届出書提出時点において528百万円存在いたします。当社はセルコソーラーエナジー株式会社と太陽電池ウェーハ事業において取引を行ってまいりましたが、主に中国からの太陽電池完成品の流入増加を要因として、国内太陽電池の生産が急激に縮小したことに伴い、セルコソーラーエナジー株式会社の財政状態が悪化したことにより長期未収入金となっていたものであります。当該債権の回収を図るために東予産業が保有する上海セルコの持分（50%）については当社の長期未収入金165百万円の代物弁済として譲り受け、中予電器が保有する上海セルコの持分（50%）については当社が中予電器に対して165百万円の支払いを行うことにより譲り受けます。なお、当社のセルコソーラーエナジー株式会社に対する長期未収入金の残額363百万円については債権放棄する予定であります。

上海セルコと当社のデバイス事業（ディスプレイ及び電子部品セグメント）は、親和性が高く、当社にとって以下のようなシナジー効果が見込まれ、これらの効果が軌道に乗ることにより当社の収益構造の安定化に資するものと考えております。

- (1) 主要な電子部品を上海セルコにて一括購入し、当社が上海セルコより電子部品を購入することにより当社グループ全体の調達コストが削減できる。
- (2) 当社の電子部品実装ラインでは対応が困難な大量生産品の新規受注。
- (3) 外注対応中の電子基板実装を上海セルコにて内製化。
- (4) 当社のシルク印刷、筐体製造組立技術等を利用し、上海セルコが現在行っているプリント基板実装事業から事業範囲を拡大し完成品組立事業に進出する。

当社は、本件売主との間で、本日付けにて締結する持分譲渡契約に基づき、本件売主が保有する上海セルコの持分の100.0%を譲り受け、持分譲渡実行日(予定)である平成26年11月7日に上海セルコを当社の子会社といたします。取引スキームについては第14(2)[取引スキーム]を参照ください。

東予産業が保有する持分(50%)については、当社の長期未収入金165百万円に対する代物弁済として譲り受けます。

中予電器が保有する持分(50%)については、当社が中予電器に対して165百万円の支払いを行うことにより譲り受けます。本件自己株式処分による調達資金は、当該持分の取得に要した対価に充ちたいします。

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため取得した自己株式を平成26年7月31日現在330,948株保有しております。本件持分取得が当社の収益構造の安定化に資するものと考え、割り当て予定先に選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 307,835株

e. 株券等の保有方針

割当予定先との間において、本件自己株式処分について継続保有及び預託に関する取決めはなく、市場動向を勘案しながら売却する意向と代表取締役であり主たる出資者である宮嶋嘉則氏より口頭にて確認しております。

なお、当社は割当予定先から、払込期日(平成26年11月7日)から2年間において、割当予定先が本件自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、払込資金165百万円について、払込期日と同日に行われる、当社による割当予定先への上海セルコの持分取得に係る支払資金から払込むことを、本日締結いたしました「持分譲渡に関する合意書」において合意しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である中予電器の株主・資本関係につきましては、代表取締役である宮嶋嘉則氏が62.25%の株式を保有しており、株主としての権利行使を行う権限・投資権限を実質的に有しております。

また、割当予定先につきましては、反社会的勢力との関係が一切ないことを示す誓約書を割当予定先から受領し、これを確認しております。

また、当社は、割当予定先、割当予定先の代表者及び役員、割当予定先の関係会社および役員について、反社会的勢力の影響を受けているか、犯罪歴を有するか及び警察から何らかの捜査対象となっていないかを確認するため、株式会社JPRリサーチ&コンサルティングに信用調査を依頼しましたが、同社からの調査結果によれば、いずれの者についてもこれらの事実を確認できませんでした。

そのため、当社は、割当予定先、割当予定先の代表者および役員、割当予定先の関係会社および役員について、反社会的勢力との関わりがないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

発行価格及び処分価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、第三者割当による自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日である平成26年10月21日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値595円に0.9を乗じた金額536円といたしました。当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。ディスカウント率については、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況ならびに払込期日までの相場変動の可能性を考慮し、割当予定先と個別に協議、決定いたしました。

なお、当該価額は、直近1カ月（平成26年9月22日～10月21日）における終値の平均値679円から乖離率21.06%のディスカウント、直近3カ月（平成26年7月22日～10月21日）における終値の平均値762円から乖離率29.66%のディスカウント、直近6カ月（平成26年4月22日～10月21日）における終値の平均値767円から乖離率30.12%のディスカウントとなっておりますが、当社は直近の株価がより企業価値を反映していると考えております。直前7営業日の株価平均は629円であり、10月21日終値595円と大きな乖離はありません。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、上記と同様の理由により、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分に係る処分株数307,835株（議決権数3,078個）の発行済株式総数（平成26年7月31日現在、8,342,374株）に占める割合は3.69%（平成26年7月31日現在の議決権総数78,357個に対する割合は3.93%）であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本件自己株式処分は当社の今後の事業拡大や企業価値向上に資するものと考えており、本件自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
石井 峯夫	広島県福山市	1,908	24.36%	1,908	23.43%
石井 敏博	広島県福山市	615	7.85%	615	7.55%
イシイヒョーク従業員持株会	広島県福山市神辺町旭丘5	517	6.60%	517	6.35%
中予電器(株)	愛媛県松山市南久米町351番地 1			307	3.78%
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町1丁目 2番10号	173	2.22%	173	2.13%
石井 幸蔵	広島県福山市	167	2.13%	167	2.05%
石井 博幸	広島県福山市	161	2.06%	161	1.98%
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	144	1.84%	144	1.77%
石井 朋子	広島県福山市	138	1.76%	138	1.70%
(株)広島銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行(株))	広島県広島市中区紙屋町1-3 -8 (東京都中央区晴海1-8- 12)	110	1.40%	110	1.35%
(株)もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1-24	108	1.38%	108	1.33%
計		4,042	51.59%	4,350	53.42%

(注) 1 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年7月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第三位未満を四捨五入しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件自己株式処分後の総議決権数81,435個に対する割合です。

4 (株)もみじ銀行及び(株)広島銀行につきましては議決権を有しない優先株式を保有しております。優先株式の保有数は(株)もみじ銀行が85,000株、(株)広島銀行が5,000株であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年10月22日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年10月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期）の提出日（平成26年4月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年10月22日）までの間に、次のとおり臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

（平成26年4月30日提出）

1 提出理由

当社第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年4月25日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、石井峯夫、中野輝幸、寺田雅秋、平坂晋二及び渡邊伸樹を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案					
石井 峯夫	40,459	185	0	（注1）	可決（89.26%）
中野 輝幸	40,458	186	0	（注1）	可決（89.26%）
寺田 雅秋	40,459	185	0	（注1）	可決（89.26%）
平坂 晋二	40,458	186	0	（注1）	可決（89.26%）
渡邊 伸樹	40,439	205	0	（注1）	可決（89.21%）

（注1） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注2） 賛成割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。

（平成26年10月22日提出）

1 提出理由

当社は、平成26年10月22日開催の取締役会において、当社の特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社の取得

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	上海賽路客電子有限公司
本店の所在地	上海市浦東新区金橋出口加工区泰橋路330号2号三階
代表者の氏名	董事長 宮嶋 嘉則
資本金の額	21,211千人民元（平成25年12月末現在）
純資産の額	27,394千人民元（平成25年12月末現在）
総資産の額	111,231千人民元（平成25年12月末現在）
事業の内容	新型電子基板の生産、自社製品の販売、技術コンサルティング、技術サービスの提供

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（単位：千人民元）

決算期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	64,780	115,859	278,564
営業利益	6,094	6,643	5,806
経常利益	6,111	6,586	5,890
当期純利益	5,298	5,426	4,437

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。東予産業株式会社は、セルコソーラーエナジー株式会社に対する当社の債権残高528百万円のうち309百万円に対する債務保証を行っております。

東予産業株式会社、セルコソーラーエナジー株式会社、上海賽路客電子有限公司（以下、「上海セルコ」といいます。）の出資関係等は(2)取得対象子会社に関する子会社取得の目的に記載した相関図を参照して下さい。

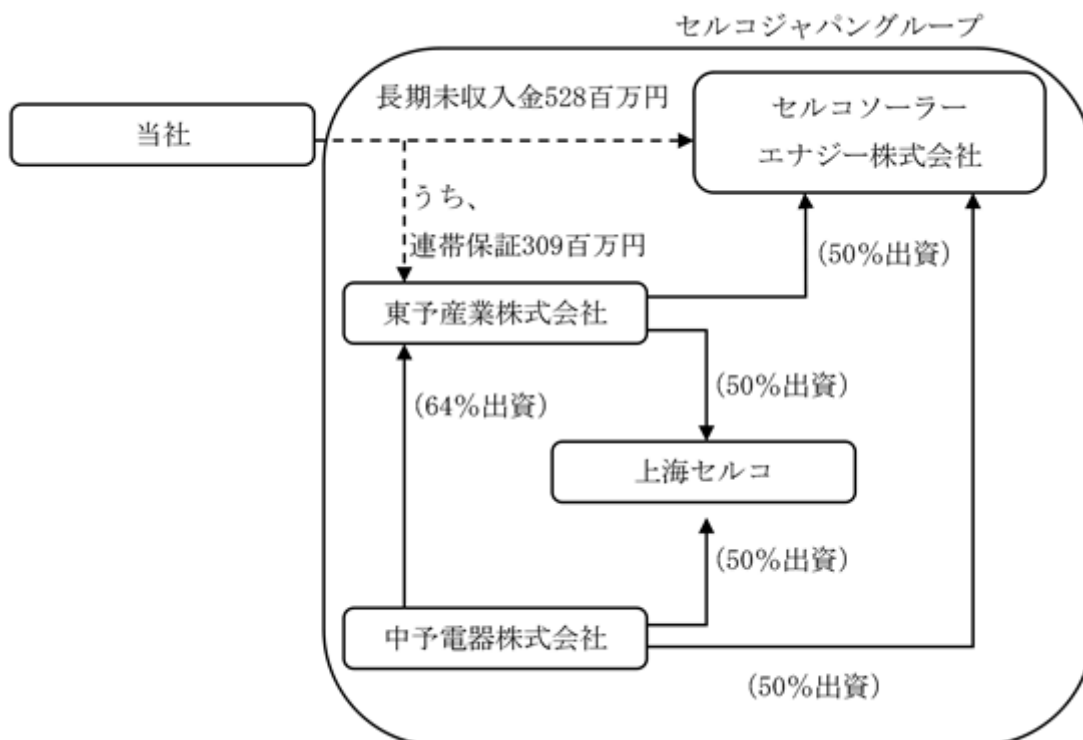
(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

[目的及び背景]

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより、債務超過となりました。平成25年1月期におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当社グループが取引金融機関から返済条件の緩和（支払余力に応じたプロラタ返済、平成27年1月期第2四半期連結累計期間末残高は借入金等6,736,736千円）を受けている状況に変わりなく、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

このような状況の中、当社は経営改善計画を策定し、収益性の向上及び財務体質の強化に努めてまいりました。その一環として収益構造の安定化を図るため、中予電器株式会社（以下、「中予電器」といいます。）と東予産業株式会社（以下、「東予産業」といいます。）を中核とするセルコジャパングループに属する上海賽路客電子有限公司（以下「上海セルコ」といいます。）を子会社化することといたしました。

（当社のセルコジャパングループに対する債権残高及びセルコジャパングループ各社の出資関係は下図の通りです。）



（注） 当社のセルコソーラーエネルギー株式会社に対する長期未収入金は、平成22年10月から平成24年6月までの取引に伴う本報告書提出時点の債権残高であります。

上海セルコは平成18年12月に、基板実装および民生機器組立などの製造受託サービスを事業内容とするセルコジャパングループが設立いたしました。当社は中予電器と東予産業が50%ずつ出資するセルコソーラーエネルギー株式会社との間に、平成22年10月から平成24年6月までの取引に伴う長期未収入金が本報告書提出時点において528百万円存在いたします。当社はセルコソーラーエネルギー株式会社と太陽電池ウェーハ事業において取引を行っておりましたが、主に中国からの太陽電池完成品の流入増加を要因として、国内太陽電池の生産が急激に縮小したことに伴い、セルコソーラーエネルギー株式会社の財政状態が悪化したことにより長期未収入金となっていたものであります。当該債権の回収を図るために東予産業が保有する上海セルコの持分（50%）については当社の長期未収入金165百万円の代物弁済として譲り受け、中予電器が保有する上海セルコの持分（50%）については当社が中予電器に対して165百万円の支払いを行うことにより譲り受けます。なお、当社のセルコソーラーエネルギー株式会社に対する長期未収入金の残額363百万円については債権放棄する予定であります。

上海セルコと当社のデバイス事業（ディスプレイ及び電子部品セグメント）は、親和性が高く、当社にとって以下のようなシナジー効果が見込まれ、これらの効果が軌道に乗ることにより当社の収益構造の安定化に資するものと考えております。

- （1） 主要な電子部品を上海セルコにて一括購入し、当社が上海セルコより電子部品を購入することにより当社グループ全体の調達コストが削減できる。
- （2） 当社の電子部品実装ラインでは対応が困難な大量生産品の新規受注。
- （3） 外注対応中の電子基板実装を上海セルコにて内製化。
- （4） 当社のシルク印刷、筐体製造組立技術等を利用し、上海セルコが現在行っているプリント基板実装事業から事業範囲を拡大し完成品組立事業に進出する。

〔取引スキーム〕

当社は、中予電器及び東予産業（以下、「本件売主」といいます。）との間で、本日付けにて締結する持分譲渡契約に基づき、本件売主が保有する上海セルコの持分の100.0%を譲り受け、持分譲渡実行日（予定）である平成26年11月7日に上海セルコを当社の子会社といたします。東予産業が保有する持分（50%）については、当社の長期未収入金165百万円に対する代物弁済として譲り受け、中予電器が保有する持分（50%）については、当社が中予電器に対して165百万円の支払いを行うことにより譲り受けま

す。
上海セルコの出資金評価額を330百万円（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による企業価値は下限339百万円、上限432百万円）とします。当該出資金評価額は、本件売主と個別に協議、決定しておりますが、上海セルコの過去の経営成績及び財政状態の実績、今後の見込み、ならびに実施した財務的デューデリジェンスの結果等から、当社と利害関係がない株式会社ANS MARC（所在地 東京都千代田区神田北乗物町11番地乗物町中央ビル7階 代表者 中村肇）による出資金評価額の算定を参考に、本件売主と協議を行った結果によるものであり、公正妥当な金額と判断しております。なお、当該出資金評価額の評価方法はディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用し、純資産価額法は採用いたしませんでした。（純資産価額法を採用しなかったのは、将来の収益性といったのれんを考慮しておらず、当該会社の過大評価あるいは過小評価につながる可能性があることからネットアセット・アプローチが適合する状況にあるとはいえないと考えられるためであります。）

〔手取金の使途〕

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため取得した自己株式を平成26年7月31日現在330,948株保有しておりますが、この度、本件持分取得に充当する目的で中予電器に対し第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。本件自己株式処分による調達資金は、上記 で記載した上海セルコの持分を中予電器より取得した対価に充当いたします。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

上海賽路客電子有限公司持分	330百万円
割当先調査費用等	13百万円
合計	343百万円

2. 特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	上海賽路客電子有限公司
住所	上海市浦東新区金橋出口加工区泰橋路330号2号三階
代表者の氏名	董事長 宮嶋 嘉則
資本金	21,211千人民元
事業の内容	新型電子基板の生産、自社製品の販売、技術コンサルティング、技術サービスの提供

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 -
異動後 21,211,290人民元

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 -
異動後 100%

（注） 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、上海賽路客電子有限公司の持分の全てを取得する予定であります。同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、取得の結果、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

異動の年月日

平成26年11月7日（予定）

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 至	平成25年2月1日 平成26年1月31日	平成26年4月28日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期第2四半期)	自 至	平成26年5月1日 平成26年7月31日	平成26年9月12日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年4月25日

株式会社石井表記

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松嶋	敦	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本	芳樹	印
--------------------	-------	----	----	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度末において債務超過は解消したものの、当連結会計年度においても営業損失22,843千円、経常損失91,683千円、当期純損失100,366千円を計上していることから、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。返済条件の緩和に関する取引金融機関との同意内容は、経営改善計画の推進状況及び取引金融機関との協議の結果見直しの可能性があり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社石井表記の平成26年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社石井表記が平成26年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月25日

株式会社石井表記

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松嶋	敦	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本	芳樹	印
--------------------	-------	----	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石井表記の平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度末において債務超過は解消したものの、当事業年度においても営業損失65,287千円、経常損失150,520千円、当期純損失132,598千円を計上していることから、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。返済条件の緩和に関する取引金融機関との同意内容は、経営改善計画の推進状況及び取引金融機関との協議の結果見直しの可能性があり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月10日

株式会社石井表記

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年5月1日から平成26年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年2月1日から平成26年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結累計期間において、営業利益539,340千円、経常利益494,675千円、四半期純利益581,463千円を計上し、また、取引金融機関と協議中であった新たな経営改善計画についても基本的な同意を得ている。しかしながら、当社グループが取引金融機関から返済条件の緩和（支払余力に応じたプロラタ返済、当第2四半期連結累計期間末残高は借入金等6,736,736千円）を受けている状況に変わりはないことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。返済条件の緩和に関する取引金融機関との同意内容は、経営改善計画の達成状況によって見直される可能性があり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。